

2024年度 実践系総評

実践系選考委員会委員長

2024年度の実践研究計画の選考結果を踏まえ、次年度の申請の際に参考にさせていただきたい点について以下に記します。実践研究部門は、毎年、実践研究A「教員、NPO職員が行う問題解決型研究」と実践研究B「学芸員・司書等が行う調査・研究」に分けて募集しています。

本年度の全体傾向と特徴

本年度は、例年この総評で述べてきた「実践研究」の位置づけや意味合いが、申請者の皆さんとも徐々に共有でき始めているのではと思える申請に何件か出会うことができました。これは、本研究助成の経過からもたらされる蓄積として評価してよいのではないかと考えます。しかし、実践研究の深化に向けては、まだまだ課題が残っているように思います。

また、「海洋」をテーマとした研究や特別支援教育、教科・教育・教材研究など、意欲的な研究計画が多くありました。これらの研究は、実践の中で生まれた問題意識に基づいており、独自性や社会性が高いと評価できます。学芸員・司書等が行う調査・研究の申請件数は、減少傾向にありました。博物館に所属する者の応募が最も多く、自然系博物館や人文系博物館からも応募がありました。図書館や公民館からの応募はありませんでした。改正博物館法に伴い、デジタル技術の活用や地域連携を意識した申請が目立ちましたが、これらの施設の役割や可能性を探る研究も必要だと思えます。

いくつかの申請書では、実践研究部門の助成の方針と特徴の理解不足や実践の場をもっている申請者であっても「実践を通じて課題解決を目指す」というより、課題そのものを研究する研究計画として学術研究部門に申請されるべき研究も見受けられました。研究方法論も、実践の中から理論を構築するために、適切なものを選ぶ必要があります。

研究経費は、研究そのものに使用することが望ましく、学会参加費や図書費などは、研究の成果を発信するためや研究の資料とするために必要なものですが、研究の本質ではありません。

実践研究A「教員・NPO職員が行う問題解決型研究」

学校教育現場の授業研究や学術研究としての申請も見受けられ、実践研究としては不適切なものもありました。研究の社会的波及効果や実践的成果に関する記述は、具体的でなければなりません。その一方で、本年も、学校教育現場における授業研究の延長線上の枠組に閉じたもの、また学術研究として助成を別途追求した方が適切とみられるものが見られました。これらの申請は、実践研究としての趣旨や期待に応えるものではありません。また、研究の社会的波及効果や期待される実践的成果に関する記述が具体的でないため、その点に関するプログラム評価が難しいケースが見られました。この点での改善も引き続き必要だと思えます。

実際、なかなか研究費が得にくい現実があるとは思いますが、「第一線で活躍する専門的立場にある者を対象にした、数ある民間研究助成の中でも他に類を見ない制度」「ますます多様化・複雑化する社会が生み出す新しい課題に向かって果敢にチャレンジし新しく途を開くような研究」という本研究助成の趣旨や期待にあるはずの、より広く地域的・社会的・現代的な文脈に即した申請が増えることを引き続き期待するとともに、その促進をはかることができると考えます。

もちろん、研究の価値は多様な基準から評価されてしかるべきです。ただし、ここでは本研究助成がもつ上記の社会的意味合いに照らして評価がなされていること、またそうした評価を受けて助成を獲得する研究が増加することが社会的な価値を持つことを強調したいと思えます。これについても、記載にあたっての留意点として、さらに強調した方がいいでしょう。

なお、「研究」というには調査等の方法論がナイーブ過ぎて、さしたる知見は得られないのではないかとみられるものについては、申請前に、所属組織等において十分精査の機会を持つこともぜひご検討いただきたいと思えます。特に研究倫理の重視や研究機関内での研究倫理委員会での審査を経っていない研究計画、また助成申請の段階にまで至っていないと見られる案件については、まずは研究倫理に抵触しないか、あるいは基礎となる予備的な研究を経て申請に至るという判断も考慮に入れていただきたいと思えます。この点では、推薦者の皆さまにもさらなるご指導・ご助言をお願いしたいところです。

実践研究B「学芸員・司書等が行う調査・研究」

実践研究部門の学芸員・司書等が行う調査・研究における申請件数は、ここ数年、減少傾向にあります。申請件数で見ると、一昨年度27件あったものが、昨年度19件、本年度はさらに減って14件となりました。申請者については、博物館等に所属する者の応募が大半を占め、美術館を含めた人文系博物館から8件、科学館を含めた自然系博物館から3件、埋文センターから1件の応募がありました。その他は大学からの2件で、昨年度応募があった図書館や公民館からは皆無でした。今後、博物館現場に加え、図書館現場や公民館現場からの申請件数の増加に期待したいと思います。

実践研究部門の申請には、以下の三つの特徴が見られました。第一に、コロナ禍やポストコロナを意識した実践研究が減少したことです。新型コロナウイルス感染症が5類に移行され、4年ぶりに日常生活に戻ったことにより、このようなテーマに対する関心が低下したと考えられます。第二に、人文学の立場からの申請が低調であったことです。新しい機器・ソフトが開発される現状を踏まえ、より斬新な視点からの研究計画・提案がなされることが求められます。第三に、デジタル技術の活用や地域連携の推進に関する申請が目立ったことです。改正博物館法の施行に伴い、博物館DXや市民協働・市民連携・市民参画・小中学生などをキーワードとする申請テーマが目立ったことも特色と言えます。

研究計画に対して研究費の使途が直接的に研究を遂行するために必要な経費か不明確な申請も散見されました。例えば、研究費のほとんどが、論文投稿費用や学会年会費、学会参加費、学会参加のための旅費である申請もありました。必要な図書費であれば、入門書のような書籍が研究にどのように関連するのか明記されていないものも計上されているケースもありました。また、実践現場で必要とされる教材や機器、備品を購入するための費用を捻出するための申請ではないかと懸念される研究計画も散見されました。そのほかにも、残念ながら、研究には関係のないような海外関連施設の視察を申請している研究者もいました。なぜ、当該施設を視察する必要があるのかを丁寧に記述していなければ、審査することはできません。この点は、研究者としての倫理や姿勢に照らして再考していただければと思います。研究助成を申請される際には、本助成制度の趣旨を今一度確認され、ご自身の研究計画との妥当性を吟味していただきたく思います。

今後さらに、実践研究の多様性を尊重しつつも、本研究助成において申請が期待されている分野・課題・研究方法を引き続き追究することが重要になってきていると思います。そのこと自体が、我が国における実践研究の深化への貢献につながると考えるからです。